

平成 19 年 10 月 30 日

白馬村 上田 誠 様

北アルプス広域連合  
広域連合長 牛越 徹 印

### 公開質問への回答について

日頃は、当広域連合事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成 19 年 10 月 1 日付の標記質問について、ご回答申し上げます。

記

公開質問 1 どのような理由・事情があって「行政関係者だけで候補地を決めた」のですか。ご説明ください。

(回答) 用地選定の作業を行う前の段階で、民間代表者等にも参加いただき「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」で、用地選定の方法及び評価項目について協議を経ておりました。

具体的な用地選定を行う用地選定委員会の設置に当たり、民間代表者等を委員に選任した場合、委員に対する詰問、抗議等が予想され、他の地域では、委員の辞任に至ったという事例を聞いており、用地選定は、第三者機関への諮問などの手法でなく、広域連合が主体的に進めることが適切であると判断し、地域の状況について全般的に把握している行政関係者により、用地選定委員会を設置し、作業を進めたものであります。

公開質問 2 委員長の提言を無視されたのは、いかなる事情が生じたのかお教えください。

(回答) 候補地選定作業の過程で、候補地の対象となっている地区などを公表すると、それぞれの地域からの反対表明などにより、客観的な評価に影響を与える恐れがあると判断し、選定作業の途中での情報公開はいたしませんでした。ごみ処理広域化基本計画検討委員会の提言は「建設地の最終決定は、広域連合に一任するが、選定経過を含めて公表し、住民の理解を得ながら実施されたい」との趣旨であります。この提言を踏まえまして、建設地の最終決定の前の候補地の絞り込みの段階で説明会を開催し、選定過程の検討を含め情報を公開してまいりました。

公開質問 3 何処の地域の例ですか。

「どのような抗議が殺到した」のですか。ことさら大げさに言っているのでは。あわせて、「混乱を避けるために」とは、いかなる混乱をさしているのですか。具体的に、正確な説明をお願いします。

(回答) 何処の地域かは、ご迷惑の掛かることが想定されるため、個有名は控えさせていただきます。混乱を避けるためには、例えば、数力所の候補地が発表された場合に、それぞれの地区での反対運動を惹起したり、他の地区への押し付け合い等が想定され、その後の客観的な評価が困難になると判断しました。

公開質問 4 さっするに、北アルプス広域連合の担当職員は、地域事情を恣意的に判断し、「行政関係者だけで候補地を決める」ことを、主導してきたのではありませんか。

公開質問 5 地方自治法 232 条の 3、「地方公共団体の—その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されています。広域連合担当職員は、議会の決定ならびに広域連合の予算を否定し、行政事務をすすめたことは地方自治法 232 条の 3 に違反するものではありませんか。

公開質問 6 広域連合担当職員の「議会の決定・予算を否定して行政事務をすすめた」ことは、地方公務員法第 29 条 2「業務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」の懲戒処分の対象になるのではありませんか。又、地方公務員法第 33 条「その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」にも違反しているのではないのでしょうか。けじめをつける意味でも、厳正な審査をお願い致します。

#### 公開質問 4~6

(回答) 用地選定に関する事務や予算の執行に関する質問 4 から 6 については、担当課長会議、副市村長会議、正副連合長会議等で協議し、組織決定して対応してきたものです。

また、広域議会に対し、適宜報告、協議を行うとともに、所定の案件は議決を経て、進めてきております。

なお、公開質問 5 のご指摘の地方自治法第 232 条の 3 の主旨は、支出負担行為の準則に関する規定で、支出負担行為をする内容が法令又は予算に違反してはならないことを規定したものであります。

したがって、予算が議決されているのに執行しなかったことが違法であると解釈するものではありません。

公開質問 7 つづいて、広域連合担当職員は「ごみ処理施設用地選定支援業務」なるもののコンサルタント契約をすすめ、コンサルタントとなれあい、談合し無駄な公金の支出をしているのではありませんか。ごみ処理施設用地の選定に、コンサルタント業者に委託する必要性も根拠もありません。コンサルタント業者に支払った 294 万円は、税金の全く無駄遣いです。無駄な公金の支出についてのなんらかの対応は考えられませんか。

(回答) このことにつきましては、平成 19 年 5 月 1 日付で貴殿から住民監査請求があり「住民監査請求の監査結果」のとおりであります。

その内容は、ごみ処理施設用地選定支援業務委託契約については、事務局の現行の職員体制では非常に厳しさがあり専門性も必要なため、「外部に委託発注は妥当であったと思料される。」というものです。

また、コンサルタント業者に支払った額は「価格は適正であると思料し、北アルプス広域連合への損害は発生しないと判断する。」との結果であることはご承知のとおりであります。

公開質問 8 「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」を住民に公表しないのはなぜですか。

(回答) 「循環型社会形成推進地域計画」(以下「地域計画」という。)は、実施する事業に対して国から交付される交付金の申請に必要な書類です。対象地域・計画期間等の基本的事項、廃棄物処理の現状と目標、処理施設等の整備計画などを記載いたします。「ごみ処理広域化基本計画」(以下「広域化計画」という。)並びに「ごみ処理施設基本計画」に基づき、定められた様式に整理いたします。従いまして、様式は異なりますが、その内容は、公表しております「ごみ処理広域化基本計画」及び「ごみ処理施設基本計画」と同様の内容であります。

地域計画の原案につきましては、平成 18 年度に広域連合が策定しておりますが、正式な計画は、循環型社会形成推進交付金申請前に、施設の建設地、ごみ処理の実績等を明記し、国、県と協議を行い策定いたします。白馬村飯森地区をごみ処理施設建設の最有力候補地として、住民の皆様からご理解いただけるように努めておりますが、「現段階では同意をいただくまでには至っておらず、交付金申請もできない状況であり、地域計画も未決定のままであるため公表いたしませんでした。地域計画が決定した際には、広域連合で公表するとともに環境省ホームページにて公開されることとなります。

公開質問 9 白馬山麓の施設は、平成 33 年までの整備補修計画が立てられているにもかかわらず「施設の老朽化による建替え時期が近い」とのコンサルタント業者の実情把握には、まやかしかるのではないのでしょうか。コンサルタント業者の能力の低さ、程度の悪さなのではないのでしょうか。それとも、「新ごみ焼却施設建設」を促進させるためなのではないのでしょうか。

(回答) 平成 14 年 2 月 25 日に白馬山麓環境施設組合がプラントメーカーに提出を求めた資料「白馬山麓清掃センター 20 年施設重要整備計画書」は平成 14 年から平成 33 年までの 20 年間における、主要な装置や機器類の一式交換のサイクルを判断したものであり、20 年間の施設稼働を前提にしたご指摘の「整備補修計画」ではありません。平成 11、12 年度においてダイオキシン類対策工事を実施しておりますが、この工事は焼却設備の燃焼改善に主眼を置き、ダイオキシン類の発生を抑制するためのものです。従って、受入れ設備、前処理設備、灰処理設備をはじめ、

不燃物処理設備などは昭和 60 年度の建設当時のままです。以来すでに 22 年が経過し、いたるところに老朽化が見受けられるのは紛れもない事実です。

現在、年 2 回定期的な点検補修工事を実施しておりますが、平成 13 年度から 17 年度の 5 年間における毎年の維持管理経費の平均は約 1 億 5,400 万円であり年々増加傾向にあります。

公開質問 10 コンサルタント業者の策定した「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」は、国の「循環型社会形成推進・交付金交付要綱」に則りながら、杜撰な計画が策定されています。国の交付金の不正な受け取りになるのでは、と危惧をいたします。北アルプス広域連合は、コンサルタント業者の杜撰な計画書を丸飲みしないでください。

(回答) 策定業務を委託いたしておりますコンサルタントが作成した「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」は、契約に基づき適正に作成されたものと判断しております。

公開質問 11 「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」づくりこそ、住民参加のまち・むらづくり。住民と行政が協働して開かれたまち・むらづくりのチャンスではなかったのではないのでしょうか。その「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」づくりをねりなおしてはどうでしょうか。

(回答) 「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」の内容は、現在の住民の皆様にご説明申し上げている「ごみ処理広域化基本計画」及び「ごみ処理施設基本計画」と一体の計画であり、適正に作成されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

公開質問 12 ごみ処理広域化基本計画検討委員会委員長の「用地選定作業にあたっては、透明性が重要であることから選定過程を含めて公開し、住民の理解を得ながら実施されたい。」の提言をうけて、北アルプス広域議会で議決、予算化された「ごみ処理施設用地選定委員会」(公募委員 2 名・関係団体 2 名・学識経験者 2 名・3 市村議会関係 3 名)を、早急に立ち上げ、建設用地の選定をすすめてください。

(回答) 現在、説明会を開催してご理解いただけるよう努めているところであり、再選定は考えておりません。こうした中で、特に活断層につきましては、調査を実施し、そのデータをもって住民に説明してほしいとの要望が出されておりますので、候補地の直下に活断層の存在の有無を確認する予備的調査を実施し、その結果を住民の皆様にご報告して参りたいと考えております。